

台東区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、台東区（以下「区」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図ることを目的とし、当該労働環境の確認について必要な事項を定めるものである。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、予定価格が1,000万円以上1億円未満の工事請負契約（単価契約を除く。）とする。ただし、経理課長が契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、経理課長が必要があると認めるときは、労働環境の確認を行うものとする。

(労働環境の確認基準)

第3条 労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

(労働環境の確認方法)

第4条 労働環境の確認は、契約の相手方が労働環境報告書（第1号様式）を区に提出することにより行うものとする。

- 2 当該契約の相手方は、労働環境報告書を契約締結後速やかに提出するものとする。
- 3 前項の規定により労働環境報告書を提出した後、内容に変更が生じた場合には、労働環境報告書変更届（第2号様式）を速やかに区に提出するものとする。
- 4 区は、労働環境報告書の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(改善の指示)

第5条 労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められる場合には、区は、契約の相手方に対し、労働環境の改善を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた契約の相手方は、労働環境の改善内容その他区が必要と認める関係資料等を書面で区に提出するものとする。

(不適切な労働環境に対する措置)

第6条 次に掲げる場合には、区は契約の解除、東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日台総経発第170号）に基づく指名停止措置及び関係機関への通報を行う

ことができるものとする。

- (1) 第4条の報告書を提出しない場合又は当該報告書に虚偽の記載があった場合
- (2) 前条第1項の規定による改善の指示を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合
- (3) 前条第2項に規定する書類を区に提出しない場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の台東区低入札価格調査要綱の規定は、令和7年4月1日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

労働環境報告書（工事請負契約用）

契約件名

(法人名)

代表者肩書・氏名

所在地

担当者氏名

連絡先電話

全従業員数	正社員	名	パート・アルバイト	名	その他	名
本件業務従事者数	正社員	名	パート・アルバイト	名	その他	名

該当欄に○をつけてください（「いいえ」の場合は、早急な改善措置を求めます。）。

1 就業規則	はい	いいえ
(1) 常時10人以上の従業員を使用している場合、就業規則を作成していますか。		
(2) 就業規則を作成又は変更した場合、労働基準監督署に提出していますか。		
(3) 就業規則の周知を全従業員に行っていますか。		
2 労働時間、時間外及び休日の労働		
(1) 従業員の労働時間を把握し、記録していますか。		
(2) 時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結していますか。		
(3) 36協定を締結している場合、労働基準監督署に提出していますか。		
(4) 休憩時間、休日及び休暇について法律を遵守し運用していますか。		
3 安全衛生		
従業員に対し、雇用時及び1年に1回、医師の健康診断を行っていますか。		
4 賃金		
(1) 法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。		
(2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金を支払っていますか。		
(3) 最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を従業員に支払っていますか。		
(4) 本件業務に従事する従業員で最も低い賃金単価はいくらですか。	下記に金額を記入	
最も低い賃金単価 : 1日 _____ 円 (職種 : _____) 会社名 (下請等を含む。) :		
5 保険加入		
社会保険及び労働保険の手続きを適正に行っていますか。		

「いいえ」の場合、設問番号と理由を記入してください。

設問番号	理由
(例) 1 (1)	常時使用する従業員が10人未満のため。

【記入にあたっての注意事項】

1 対象

報告書の記入の対象は、原則として全従業員（会社）とします。
ただし、4（4）に記入する賃金単価については、※本件に主として従事する従業員のみ（下請や孫請等を含む）とし、公共工事設計労務単価で区分される51職種に当たるものを対象とします。

職 種 一 覧 表

01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導員B

職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

※本件に主として従事する従業員は、雇用形態を問わないものとし、会社役員、事務職員、現場代理人、監理技術者、主任技術者等は含まないものとします。

2 最低労働賃金単価

労働賃金単価を1日あたりで計算し、その額と職種を記入してください。
職種は、該当するものを上記「職種一覧表」から選んで記入してください。

（計算方法）

（1）時間給の場合・・・時間給×所定労働時間8時間

（2）日給の場合・・・日給を記入

（3）月給の場合・・・以下により算出した額を、会社所定の1月の労働日数で割り、1日単位に換算して記入

①基本給相当額+②基準内手当+③臨時の給与+④実物給与

	内容
①基本給相当額	
②基準内手当	通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当
③臨時の給与	賞与等
④実物給与	食事の支給等

（記入例）

最も低い賃金単価 : 1日 **25,400**円（職種：普通作業員）
会社名（下請を含む。） : 株式会社〇〇〇〇

労働環境報告書変更届(工事請負契約用)

契約件名

名称(法人名)

代表者肩書・氏名

所在地

担当者氏名

連絡先電話

本件業務の履行にあたり、先に報告した事項について下記のとおり変更がありましたので、報告いたします。

記

1 賃金の変更

本件業務に従事する従業員で最も低い賃金単価

最も低い賃金単価:1日 _____ 円(職種: _____)
会社名(下請等を含む.): _____
賃金を変更した日: _____

2 その他の変更

【記入にあたっての注意事項】

1 最低労働賃金単価

賃金単価については、※本件に主として従事する従業員のみ(下請や孫請等を含む)とし、公共工事設計労務単価で区分される51職種に当たるものを対象とします。

労働賃金単価を1日あたりで計算し、その額と職種を記入してください。
職種は、該当するものを裏面「職種一覧表」から選んで記入してください。

(計算方法)

(1)時間給の場合・・・時間給×所定労働時間8時間

(2)日給の場合・・・日給を記入

(3)月給の場合・・・以下により算出した額を、会社所定の1月の労働日数で割り、1日単位に換算して記入

①基本給相当額+②基準内手当+③臨時の給与+④実物給与

	内容
①基本給相当額	
②基準内手当	通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当
③臨時の給与	賞与等
④実物給与	食事の支給等

(記入例)

最も低い賃金単価 :1日 **25,400**円(職種:普通作業員)
会社名(下請を含む.):株式会社〇〇〇〇

職 種 一 覧 表

01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水土	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手(特殊)	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手(一般)	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導員B

職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

※本件に主として従事する従業員は、雇用形態を問わないものとし、会社役員、事務職員、現場代理人、監理技術者、主任技術者等は含まないものとします。

- 2 その他の変更
最も低い賃金単価以外の変更内容を記入してください。